

第 6 回
市立病院評価委員会

令和 7 年 8 月 2 2 日

箕 面 市 議 会

目 次

●市立病院評価委員会（令和 7 年 8 月 22 日）

協議事項 1	「令和 6 年度病院に関するアンケート」集計結果の修正について	評－ 2
協議事項 2	アンケート原本の閲覧ルールについて	評－ 5
協議事項 3	評価スキームについて	評－15
協議事項 4	その他	評－26

● 日 時 令和 7 年 8 月 22 日（金曜日）
午前 10 時 0 分開会
午後 0 時 9 分閉会

● 場 所 箕面市議会委員会室

● 出席した委員

委 員 長	中 嶋 三四郎 君	副委員長	田 中 真由美 君
委 員	村 川 真 実 君	委 員	山 根 ひとみ 君
〃	浦 川 倫 子 君	〃	武 智 秀 生 君
〃	藤 田 貴 支 君		

● 欠席した委員
な し

● 審査した事件

協議事項 1 「令和 6 年度病院に関するアンケート」集計結果の修正について
協議事項 2 アンケート原本の閲覧ルールについて
協議事項 3 評価スキームについて
協議事項 4 その他

午前10時0分 開会

●中嶋委員長 皆さん、おはようございます。

委員各位には、定刻にお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから市立病院評価委員会を開催させていただきます。

まず、冒頭、出席状況のご報告でございますが、本日は全員出席でございますので、委員会のほうは成立をいたしております。

なお、資料につきましては、事前にサイボウズのほうで共有をさせていただいております。前のモニターにも映し出しますので、各自ご確認をよろしくをお願いします。

それでは、早速ですが、協議事項をご覧いただけますでしょうか。本日は3つ協議事項を予定しておりますので、活発にご議論いただけたらと思います。

協議事項1 「令和6年度病院に関するアンケート」集計結果の修正について

●中嶋委員長 それでは、まず1つ目の協議事項に行かせていただきます。

「令和6年度病院に関するアンケート」集計結果の修正についてを議題とさせていただきます。

別紙1をつけておりますので、そちらをご覧ください。

事前に委員の皆さんのほうにも、この修正については口頭でご説明をさせていただいていると思いますが、今日、改めて資料のほうの修正ということでお諮りをさせていただいております。

別紙1の1ページ目の後段のところに、アンケートの回答状況ということで数字をまとめさせていただいておりますが、ここの返信用封筒による郵送と回答BOXへ投函という、具体的に言いますと、ここの数字が変わっております。結果的には、前回お示した数字が返信用封筒による郵送でのアンケートの数を含んでいませんでしたので、その分を足しまして修正をさせていただいたということになります。ちょっと事前にチェックが甘かった点につきましては、改めて私からもおわびをさせていただいた

いというふうに思いますが、一応これが最終の数字ということで、返信用封筒のほうは、70歳以上の方を無作為抽出して200件郵送させていただいたものです。ほかの満足度アンケート調査等々でも大体回収率50%ぐらいをもともと想定していましたので、このぐらいの数字で適正かなというふうに思っております。

以下、この数字を反映させたアンケート結果を改めて修正をしましてお示しさせていただいておりますが、抜けていた分を足して特に大きく傾向が変わったという点はございません、というか見られませんでしたので、以下の説明につきましては省略をさせていただきたいと思います。

それでは、案件1につきましては、説明は以上とさせていただきますので、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

どうぞ。

●浦川委員 おはようございます。数点確認させてもらいたいのので、よろしくお願いします。

こちらのアンケート集計の修正の数値とかは説明いただいたんですけど、全部は読めていないんですけど、この増えた分の自由記述とかも追加されたっていう認識で大丈夫ですか。ありがとうございます。

あと、前回のこのアンケートの、後ほどのことにも関わるかもしれないんですけど、個人情報の件について、多分、アンケートの原本を見ていたら、9ページかな、9ページの間11に、このアンケートに回答された方に「インタビューさせていただく場合がございます。インタビューにご協力いただけるかたは、お名前と電話番号、メールアドレスを教えてください」というふうなところに書かれた個人情報がクローズになるということですかね。

●中嶋委員長 ごめんなさい。ちょっとまず答弁します。事務局、お願いします。

●議会事務局 おっしゃるとおりでして、個人情報ですので、お名前であるとか個人的なメールアドレスなどが対象になってくるんですけれども、ほかの箇所も、自由記述で、ひょっとすると、これをオープンにすると個人が特定されてしまうかもしれない

というようなことが書かれている場合は秘匿をさせていただくんですけれども、それプラス、おっしゃった、アンケートに応じてもいいよというところでお答えいただいたお名前、個人メールアドレス、あと電話番号ですね、そういったものも秘匿とさせていただきます。以上です。

●浦川委員 ありがとうございます。前回のこの会を持ったときに、その個人情報は見なくてもいいよねという話にここではなっていたと思うんですけれども、まず、この間11に同意した人数というのはどれぐらいかっていうのがこの集計結果には載っていませんでしたので、そういうのとか、例えば年齢層とか性別、男女その他とかいうのは公開するのでしょうか。

●中嶋委員長 ごめん、ちょっと待ってね。アンケートの中で連絡先を書いていた方の数とか属性を分かる範囲でまず答えてもらえますか。

●議会事務局 アンケートで氏名等を回答した人の人数だけになりますけれども、無作為抽出ですね、70歳以上の200人の方へお配りした郵送のほうの分につきましては、92人の回答のうち10名の方がお名前の記載がございました。そのうち、何らかの自由記述があった方につきましては5人になります。10人のうち、さらに5人に絞られます。また、L o G o フォームの回答のほうでお名前をご回答いただいている方につきましては79名になります。以上です。

●中嶋委員長 いいですか、今ので。

●浦川委員 ありがとうございます。

じゃあ、続いてなんですけれども、すみません。この同意いただいた人の集計結果は今教えてもらったんですけど、この別紙1とか集計には載っていませんでしたので確認させていただきました。

この集計結果は、お名前をいただいたり、連絡いただいてもいいよっていう方のみならず、連絡先が分かる人には、今回のアンケートの結果はこうですよというふうに、フィードバックというか、結果を郵送したり、ここに載っているから見てくださいねみたいなご案内とかはあるのですかという質問なんですけど。

●議会事務局 特にそういったフィードバックとかは考えておりません。といいますのも、この結果につきましては、箕面くらしナビ、それから市のホームページのほうで公表もしておりますので、そちらのほうでということで、特にお名前を書いているからフィードバックで返すとかというようなことは特段考えておりません。

●浦川委員 ありがとうございます。前回の別紙1ー3の参考のほうに、この資料は古いということになるかもしれないんですけど、昨日出るまでこの資料が最新だったので見ていたら、調査フェーズ、市民・ユーザー満足度アンケート、米印、次段階同意含むってということが書いてあったので、もしかしたら、この回答された中で同意された人が、自分に、アンケートのインタビューとか深掘りするとかいうことがあるので、再度連絡を取っているのかなと思ったので、今の質問をさせてもらったというところなんです。

この件なんですけれども、持ち帰りまして会派の方ともお話ししたんですけれども、要望書とかを議会に出されたときって、例えばインターネットとかで配られる要望書は、名前とか団体名とかは多分消されているんですけど、議員には一覽で、1番、何とかっていう要望について、住所とお名前とか多分載ったものが配られているというか、情報提供されていると思うんですけど、このアンケートに答えた人の名前と、要望書とかの情報の取扱いに差異があるのは何でなのかなという質問をされまして、私はちょっと答えられなかったもので、この場で教えてほしいというか、皆さんどう考えているのかなというふうに聞きたいなと思って質問させていただきます。お願いします。

●中嶋委員長 まず、基本的なことを少し補足させていただきますと、会派の中で本来引き継いでいただきたいんですけども、アンケートの実施を決めた段階の議論として、今回のアンケートの中にお名前を書いただくと欄は作ることにしますが、今回は、それを活用して何か後追い調査をするということは想定していませんということをご説明させ

ていただいておりますし、議事録にも恐らく残っているはずです。

じゃあ、何で今回入れたのかということはいいますと、今回は評価指標を作るためのアンケートで、本番は評価をいただくためのアンケートということで、実際に中身の趣旨が少し違うということを前提にしていましたので、本来は欄を入れなくてもよかったんですけども、ただ、欄を作ったときに、どのぐらいの方がご連絡先を書いていただけののかということの実験といえますか、確認で、全く書いていただけないとしたら、ちょっとやり方を変えないといけないなというふうなこともありますので、そのための実験的な意味合いも含めてあの欄は入れますねということをご説明し、皆さんにまずご承認をいただいてあのアンケートをやっているということが前提になっています。

次に、ルールの違いの話ですが、意見書につきましては、議会としてのオフィシャルなルールがございいます。これは市と同等のものになるんですが、僕が把握している範囲なので、もしかしたらちょっと間違っていたり、足らない部分があるかもしれませんが、基本的には、ネットで共有する情報については、全て個人情報秘匿をするということになっているはずで、それ以外のものについて、基本的に意見書等々については、紙で共有されるものについては、特に秘匿はしないという形になっています。

今回のアンケートの結果公表と何が違うのかということについては、このアンケートについては、特にそういうルールが決まっていなかったというのがまず1点です。なので、前回もお話ししましたが、結果の現物について閲覧をしていただく段階で、どういうルールにしますかということを皆さんにお諮りをしまして、その中で、特に個人情報の必要性がないんじゃないかというご意見が多数でしたので、前回、皆さんにご承認をいただいた形で、後ほどまたお話ししますが、閲覧のルールのほうは決めさせていただいておるのが現状ご説明できる範囲になろうかなと思います。

●浦川委員 ありがとうございます。ということで、

ルールが決まっていなかったというのと、このアンケートのところに名前とか住所とか連絡先とか書いてくださいねっていうのは実験的だったっていうことだったんですけど、こうやって書かれていたら、もしかしたら、自分、来るかもしれないなって思って、ここの自由記述とかに、先ほどは郵送の92名の返送のうち10名が名前書いてあって、自由記述が5名っていうふうに答えがあったんですけど、この5名の人が今のところ誰かは分からないですが、ちょっと興味深いというか、もっと深掘りしたほうがいいんじゃないかなとか、この人の背景はどんなことだったのかなっていう項目が、私も、追加した分がどこか特定できていないんでちょっと何とも言えないんですけど、深掘りしたほうがいいんじゃないかなっていう項目を作るための内容だったら、インタビューするかもしれないという認識でよろしいですか。しないということですか。

例えば、この中に、自由記述に、市立病院として大事な観点だなと思われるところがあった場合は、今後、インタビューするかもしれない、というぐらいの認識でよろしいですかという確認なんですけど、いいですか。

●中嶋委員長 まず、先ほど申し上げたように、今回のアンケートにおいての後追い調査はしませんという前提で皆さんご了解をいただいて、全ての会派の了解の下にこのアンケートはされていますというのがまず1点です。

今おっしゃっていただいているフローというのは、今回のこのフローの策定作業が完了し、実際にフローを行うというタイミングのアンケートの中で、同じように連絡先を書いていた方の中で、当然後追いすべき内容だなというふうに皆さんが感じる内容があれば、それはするというものを後ほどスキームの形としては提案したいなというふうに思っていますので、今回のアンケートと実際の評価スキームが始まった後のアンケートは少し別だということでご認識をいただけたらというのがまず1点と、先ほどアンケートにお答えいただいた方にどういうお知らせがというお話があったんですけども、基本的

にL o G oフォームでお答えいただいた方に向けてはL o G oフォームから、アンケート結果がホームページで公表されていますという通知を、もし可能であればしたなというふうに思っています。

申し訳ないんですが、郵送の方に個別に何かを送ったりとかお知らせをするということは、通常こういうアンケートで、多分DMを把握されていない方について何か特別な対応をするというのはあまりないというふうに今のところ判断していますので、郵送の方について何か後追いでということは今のところ考えていません。

●浦川委員 ありがとうございます。

●中嶋委員長 いいですか。

●浦川委員 協議事項1に関しては結構です。

●中嶋委員長 では、ほかの皆さん、どうでしょうか。特にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●中嶋委員長 では、ご質問等がないようでございますので、改めまして、案件1の「令和6年度病院に関するアンケート」集計結果の修正につきましては、今日をもちまして皆さんからもご了承いただいたということで、修正が完了したということにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

協議事項2 アンケート原本の閲覧ルールについて

●中嶋委員長 それでは、続きまして、案件2のアンケート原本の閲覧ルールについてを議題とさせていただきます。

別紙2-1をまずご覧ください。

それでは、事務局から説明でいいのかな。お願いします。

●議会事務局 そうしましたら、別紙2-1のほうをご覧ください。書いてある資料、ほぼ読み上げみたいになりますけれども、評価委員会におけるアンケートの原本閲覧・保存ルールについてということになります。

まず、閲覧できるものについてですが、紙のアン

ケートの原本、ただし、個人情報のほうは秘匿するというのは先ほど来の説明のとおりです。また、L o G oフォームのデータ、こちらにつきましては、C S Vで出力したものになりまして、こちらのほうも個人情報は秘匿した上で印刷したものをご用意いたします。

2番としまして、閲覧ルールですけれども、閲覧を希望される方は、市立病院評価委員会の委員長のほうに申出の上、委員長が許可をするという形を取らせていただきます。この委員長の許可を経た後、閲覧希望日の3開庁日前までに事務局のほうへの申出をお願いします。この理由につきましては、閲覧する部屋の確保であるとか、いろいろ準備等もございますので、3開庁日前までをお願いをしておきます。また、閲覧の際は、事務局職員が立ち会いさせていただきますので、その上での閲覧となります。貸出しは行いません。閲覧時につきましては、閲覧名簿というのが別紙2-2のほうにあるんですけれども、そちらのほうに必要事項を記載していただくことになります。また、原本のカメラ撮影でありますとかメモにつきましては禁止させていただきます。閲覧できる対象につきましては、全議員さん対象となります。

3番の原本についてになります。保存期間は、次のアンケート終了時点までといたします。保存期間満了後につきましては、事務局のほうでシュレッダーで原本のほうは処分させていただきますので、よろしくお願いします。以上です。

●中嶋委員長 ということで、今、別紙2-1のほうにあります原本の閲覧及び保存も含めたルールについて、前回いろいろご意見をいただいたことも踏まえまして、お示しをさせていただいております。

ご異論が特になければ、今日この場で決めてもいいなと思っていますし、もし、どうしても持ち帰って会派の意見を聞きたいということであれば、会派にお持ち帰りいただいてもいいんですが、その場合は、閲覧する開始日が後ろにずれるということで、申し訳ないんですが、次の開催は、もう9月定例会終わってからになりますので、それまでは、ごめん

なさい、ルールがない状態ですので、閲覧していただけないということになるということを前提にお考えいただけたらなということでございます。

それでは、まず、中身についてご説明させていただきましたので、何かご質問とかあれば、ぜひどんどん出していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

●浦川委員 失礼します。今日決まらなかったら次の開催まで無理と言われたので、ちょっとどうかなと思ったんですけど、資料が出てきたのが昨日の夕方だったので皆さんと意見を交換できていなくて、私は、できれば持ち帰りたいたいと思っております。

その持ち帰った回答が早くても、次の開催まで閲覧ができないということなんでしょうかねというのがまず1点目と、あと、この内容についてちょっと確認させていただきたいので、もう言っていいですかね。すみません。

この閲覧ルールですけど、まだ決まっていないから案だと思うんですけども、(1)の閲覧希望者は市立病院評価委員会委員長に申出の上、委員長が許可するという事なんですけども、委員長への申出はどのような形というふうに考えているのか。フレキシブルにお考えなのか。例えばサイボウズで、この評価委員会のアンケート閲覧みたいなスレッドみたいなのができて、そこに入れていくのか、メッセージなのか、対面なのか、どのような形かなというところが1つ確認させていただきたいなというところです。

全部言ったほうがいいですね。次に、(2)と(3)もかぶるんですけど、(3)の事務局職員立会いの下ってなると、職員さんもいっぱい仕事があるので、事務室の中のテーブルとかのほうがいいんじゃないかなと思ったんですけど、それは難しいのかっていうところと、膨大な量なので時間とか制限とかはあると、多分、選挙名簿の確認みたいなんと一緒だと思うんですけど、時間を調整して何回も日程が続いてもいいのかなというところがちょっと疑

問だったんで、そこと、あと、原本の保存についてなんですけど、アンケート終了時点でシュレッターしますっていう、この理由というか、根拠は何かかなと思ったのと、それとも別の形で、L o G o フォームだったらデータで残っているし、紙のアンケートはスキャンとかしてデータで格納して保存するのかなと思ったんですけど、そういった点とかを教えてくださいてもよろしいでしょうか。お願いします。

●中嶋委員長 では、順番に行きますが、まず1番の委員長の許可を得るということについては、特段大層には考えていませんので、口頭で結構ですので、委員長のほうに申し出ていただいたらいいんじゃないかなというふうに思っています。サイボウズ等でそういうスレッドを作るということも方法論としてはあると思うんですが、誰が作って、誰がそれをずっと管理していくのかということをも事務局にお願いしないといけなくなりますので、できれば、そういう手間を新しく生じさせるということは避けたいなと思っていますので、口頭でいいんじゃないかなというふうに思っています。

それから、(3)のところですが、これ場所がどこかという話でいいですかね、質問としては。

●浦川委員 いや、こういう部屋とか小会議室とか場所の確保がっていうことを言われたので、そうなると、職員の皆さんは自席から動いて、一緒に閲覧しているところで見とくっていう業務をしなくちゃいけなくて、そうなると、事務作業とか日々の仕事とかがあるのにプラスアルファになってしまうので、皆さんがお仕事されている空間で設けたらどうかなっていう意見をさせてもらったというところです。

●中嶋委員長 ありがとうございます。事務局のほう、また後で何か補足があれば答えていただきたいんですが、基本的にお心遣いは共感しますし、言っていることはよく分かるんですが、閲覧をするというのはそういうことだと、要するに人に手間をかけることを仕組みとしてつくるといことですので、今のところ、事務局が立ち会う以上、手間を軽くするということとはできないというふうに思っています。

なので、あとは、どの程度の時間を許容するのかということが、唯一許容として出てくる部分かなというふうには思っています。

ただ、この提案の中としては、あえて、もうそこまでは書いていません。例えば30分とか1時間とか何時間みたいなことを書くと、それはそれでマストでまた事務局が拘束されることに当然なりますので、あえて書いてはないので、その辺は、また皆様からご意見をいただいて、どの程度が良識というか、常識の範囲なのかということとは踏まえていただいた上でこのルールを運用するというのが、今のところの提案の幅かなというふうには思っています。

その場合、場所を事務室の中でやるということは、ちょっと僕では判断できませんので、もし事務局として何かご意見があるなら補足をいただけたらなというふうに思うんですが、いかがですか。

●議会事務局 委員おっしゃったのは、議会事務局のフロアという、そういう意味ですよ。先ほどおっしゃいました一定の広さも必要になると思いますし、当然、議会事務局のフロアについては、ほかの外からの来客、議員の出入りもあると思いますので、そこは、そういう場で閲覧をするというのは、議会事務局としてはあまり望ましくないのかなというふうに思っていますので、一定の部屋を確保した上で行っていきたいというふうには思っています。以上です。

●中嶋委員長 というのが、一応（3）に対してのお話です。

保存の期間の話についてですが、アンケートの保存期間について、市のほうのものも含めましていろいろ事例は調べました。結論を言いますと、大して根拠になるような理由はありませんでして、文言として定められているのは、必要と認められる期間を保存期間とせよと。必要と認められる期間って何やねんというのは、よく分からないなというのが調べた結果でした。

次回時点でという提案がまず1つ、今回提案している中身でいうとあるんですが、アンケートの内容につきましては、基本的には郵送いただいたものも

後ほどCSVで吐き出せるように、全てLOGOフォームに入力をし直していただいています。ですので、今後もこれについては同様の対応をしていくことになろうかというふうに思いますので、その前提でいいですよと、アンケートの中身は全てデータとして残るということがまず前提になります。その上で、原本をどこまで保存するのかということになるんですけども、この点については、ちょっと保存の場所とか、実際今回の紙の原本をファイリングしていただいたんですけど、あれ何センチぐらいのファイルなんですかね。10センチ、十何センチ。

●議会事務局 7センチぐらいのGファイルが1冊から2冊ぐらい。

●中嶋委員長 2冊ぐらいの紙の保存になるんですね。これは年数を重ねれば重ねるほど、そのファイルが増えていくという話になるので、保存場所、個人情報も入っているものですので、保存場所も含めてまたそれを考えないといけないということが、年数が延びれば延びるほど出てくるので、もうそれならばということで、中身は残っているという前提で、アンケートの原本については、次のアンケートが終了した時点でもう破棄をさせていただいたらどうか。なので、期間でいうと大体1年間ぐらいということになろうかと思しますので、前回ありましたように、どうしても原本が見たいという方がいらっしゃれば、その期間のうちに見ていただくということができるという前提での今回の提案内容になっておりますというのが説明になります。

●浦川委員 ありがとうございます。この（3）番に関しては、前回も、業務の過多になるので、そんな閲覧のルールを厳しくすると、仕事増えちゃうんじゃないですか。多分私言ったと思うんですけど、いや、事務室内は難しくても、例えば局長のお部屋のドアに近い、あのちっちゃいテーブルのところで見るとかしたら、出入りとか皆さん事務作業しながらできるのかなというふうに感じたのは、選挙管理委員会とかって壁に近いテーブルで、どうぞ、ここで閲覧してくださいねって言って皆さん違う仕事していて、時間です、みたいな対応をされていると

思うんですけど、そのときは、メモ持込みとか、あの空間はありって言われていますけど、メモ持込み駄目だよ、写真も駄目ですっていうので、名前も記載しているので、それは性善説でもその、一応人目があるところで、ほかの第三者が見えない、アンケートが見えない状態で閲覧したら、皆さんの勤務にも影響ないですし、例えばAさんとかBさんがどんな流れでこういう回答をしたのかなっていうので、知りたい私とか、ほかの議員の方もいるかもしれないですけどっていう思いと、書いた人の思いも伝わるし、みんな、このアンケートをしてよかったねっていう気持ちになるのかなと思って提案させてもらったんですけど、何とかならないですかねっていう意見でした。以上です。

（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

●中嶋委員長 どうぞ。ぜひほかの皆さんもご意見があれば。

●田中委員 すみません、今のご意見聞いていただいて、事務局の負担っていうところを考えるのであれば、例えば政策会派で見たいという人がいるのであれば、1人で見に行くのではなくて、その見たいという人がまとめて同じ時間で見るとっていうのが私は一番ベストじゃないかなと思うんです。個人的に行くっていうのもありかもしれないですけども。そうすると、1人で見るとさっきのような話はいけるかもしれないですが、例えば政策会派、4人だったら4人全員が見たいと。この日時に合わせて行くとすると、事務局長の部屋の机のところ例えば4人なら4人が見るとかっていうのは、必然的に物理的にちょっと無理っていうこともありますし、そういったところも含めると、やはり閲覧するときは、ルールにまでは書かないですけども、常識的な配慮として、なるべく政策会派で見たい人がいるときはまとめて申込みをしましょうとかいうのも、こちら議会、議員側としての配慮としては必要じゃないかなと私は思います。

その上で、時間を決めるっていうのも私は一定必要じゃないかなと思ってはいますというのが、ちょっと今の意見に対する私の意見です。

●中嶋委員長 ありがとうございます。おっしゃっていただいたように、そういう何が良識で何が常識の範囲の幅なのかということは、先ほども言いましたように、細かくは決めないでおこうとは思っているんです、今のところは。なので、ぜひ、こういうことじゃないかというご意見があれば、ほかにも出していただけたらありがたいなと。

はい、どうぞ。

●山根委員 田中委員もおっしゃったように、浦川委員が、事務局の方の負担軽減のためにふだん仕事をしているところの横で閲覧をすると、事務局の方がふだんの仕事もできるし、閲覧の方も見られるんじゃないかというふうに受け取ったんですけれども、それだと、事務局の方の仕事が、注意力が散漫になって、閲覧者を見なければならないっていうことで、ふだんの仕事にも集中できないし、閲覧の方を見ないといけない。例えば、本当にあってはならないんですけれども、メモしていないとか撮影していないかというのも見ないといけないっていう注意力が散漫になると、その方の責任が、何かが起こったときに、いや、ちょっと閲覧の人見ていたから、ふだんの業務がおろそかになったんですっていうのもよくないですっていうことで、閲覧の方に同席するっていうのは、それも仕事なので、委員長おっしゃったように、その負担を強いているのは閲覧者でありますので、それを中途半端に、いや、負担かかるからちょっとふだんの仕事もどうぞっていう配慮は要らないと思います。それも、閲覧者と同席するっていうのも仕事の一つですので、それをちょっと議会事務局の横で見させていただくっていう種類のものではないと思うので、この委員会室で見ると、議会事務局のちょっと横で見るとっていうのは、事務局の方々の負担は同じと考えますが、分かりますか。

●中嶋委員長 さっき僕が言ったことをちょっと補足していただいたんだと思うんですけど、先ほども言いましたように、僕も、基本的には、この閲覧という運用をするのであれば、事務局には負担が行くということが前提で、それを理解した上で委員会と

して事務局にそのことを仕事としてやっていただくと。事務局も、やる以上は中途半端にやるのではなくて、しっかりとルールに基づいて自分たちの職務としてそれをやっていただくということです、別に気持ちを否定しているわけではなく、運用として考えると、もうそれがすっきりしていいんじゃないかなというふうに思っているのが、まず僕自身の先ほどの補足です。

ちょっと何を言おうと思ったか1個忘れたけど、ほかどうですか、皆さん。

どうぞ。

●藤田委員 そもそもなぜ原本の確認が必要なのかと……。

●中嶋委員長 そうです、僕もそれをちょっと言おうと思ってました。

●藤田委員 というところが、僕にはいまだに理解できないんですが、もしあるとすれば、出た結果を改ざんして我々に公表している。それを見比べたりとか、もしくは自由記述に手を加えていたり、もしくは削除していたりというのを確認するのであれば、これは原本の確認は必要だと思うんですけども、事務局にそんなことをする理由っていうのは全くないですし、そもそもこのアンケート自体が最終のアンケートというよりは、むしろアンケートを作るためのアンケートなわけですから、そこに手を加える意味っていうのは全くないわけです。

そういったことと、あと、原本を閲覧するということは、原本ですから逆に我々が手を加えることもできるわけですよ。それが原本になってしまうわけなんですね。それを防がないといけないという意味からも、やっぱり事務局がきちんと立ち会って、仕事の片手間という形ではなく、しっかりとそこは見ていただいて運用していかないと、いや、これ結果違うやんと後で言われたときに、もしかしたら、それを閲覧した議員が改ざんしている可能性もあるかもしれないんで、そんなことは言われたくもないし、閲覧している議員もね。なので、そこはしっかりとやっていただきたいということで、仕事の片手間というのは私は反対です。

●中嶋委員長 ありがとうございます。

先に、よかったらどうぞ。

●浦川委員 すみません。何で原本が見たいかって、前回も言ったのと、先ほども申し上げたとおり、Aさんという人が、もしかしたら名前をもう書いているかもしれないんですけど、Aさんという人がどういう流れでこういうことを回答してこうやって書いているのかなというのが、集計結果だと、こういう意見がありましたよっていうのは分かりますけど、この人がどういう流れでどこに回答してこういう答えを書いたんかなっていうことが、原本を見たら、L o G oフォームであり、郵送物であり、このAさんが回答したのはこれ、Bさんが回答したのはこれって分かれていますので、名前を見られなくても、この人はこういうふうな属性で、こういうふうな思いがあって、こういう自由記述が、あるかないか分からないですけど、あるんだなっていうふうに、この集計には出てこない流れが分かるから見たいなという話で言っていたのであって、別に、そういう改ざんがどうのとか抜けているだろうとか、そういうのを言うつもりは私はないんですけども、さっきお話しいただいて皆さんのご意見もいろいろ聞いていたんですけど、事務局の業務の一つとしてということだったんですけど、行政文書の開示請求に当たっては、主体が議会ではないのでそれはあるかもしれないんですけど、このアンケートを取った主体が議会なのであれば、議員はある一定レベルの顔が見える関係といえますか、主体者の一人だから、そこまで業務に圧迫するような、かんかんがくがくなルールじゃなくてもいいんじゃないですかっていうのが1点と、会派で閲覧するように予約したらいいじゃないかという話だったんですけど、それだったら、この(1)番、委員長に申し出る、(2)番、部屋の調整を申し出る、3開庁日までっていう、この(1)、(2)番がほぼほぼ要らないんじゃないでしょうか、いや、要るかもしれないですけど。例えば、いや、要らなくはないですけど、違う会派だけど、同じ日にかぶっているから、閲覧するのはいいけど、この日は誰々議員が入っているから、じゃあ、

誰々さんねとか、一般でもあるじゃないですか。同じ文書を見たいわっていう人が来て、その人たちは知り合いじゃないから、同じ文書だけど、この人は月曜日、この人は火曜日に調整して、この人は水曜日に調整するっていうのが多分この（１）番と（２）番のところだと思うので、もうルールに従って業務としてやるんだっていうんだったら、もう会派とか、そういう関係なく、見たい人がどの会派だろうがどの議員だろうが、もうそのままやっていたらいいかなというふうに思ったんですけど、私の気持ちとしては、同じ空間で選挙管理委員会とかはやっているのに、そっちはよくて何で議会は、取った立場の一部であるのに、そんなに監視ある中で厳密な閲覧しなきゃいけないのかなというところで質問をさせていただいて、もうちょっと皆さんの事務室内とか局長の部屋だったら無理なんですかねっていうふうに聞いただけなので、どうしてもそうしてほしいという意味ではございません。以上です。

●中嶋委員長　ありがとうございます。どこを許容するかという話だというのは先ほどもおっしゃったとおりで、それぞれ、ここを許容して、ここは厳密にやるべきじゃないかというご意見を出していただくのは別にいいと思います。

僕自身が申し上げたのは、運用ルールはやはり厳格であるべきで、それを運用ルールに基づいて実際に行うときに、浦川委員が言われたように、当然我々はこのアンケートに関して実施をした側でもありますので、そこは、先ほど田中副委員長が言われたように、会派として見たい人が複数いる場合は、時間も場所も調整いただいて、事務局に手間をかけさせずに、時間もできるだけ短縮をしていただくこととか、そういうところを本来許容すべきじゃないかというのがほかの皆さんのご意見だったというふうに思いますので、別に今日の時点でどっちがいい悪いは決めませんが、またそれぞれの会派の中でもご意見があれば、伺っておいていただきたいというのがまず１点です。

もう１点が、見たいという理由の話なんですけど、

別に見たいということを否定しているわけではないということをまず前提に申し上げますが、原本を見ることが書いた方の気持ちを理解するということをおっしゃるんですが、僕が聞くと、それには何の客観性も感じないんですね。なぜならば、それは読んでいる側がそう理解しているだけであって、厳密に書いた方がどう思われたかっていうことをそこから読み取れるはずはないというのが僕の理解です。まず。だからといって別に見せない、見るなという意味じゃないです。僕の理解としては、そういう理解がまず１つです。

あわせて、確かに浦川委員が言われたように、回答の流れの中、全部じゃないですよ、回答の流れの中で、そうだなと思う部分とそうじゃないなと思う部分があるんですけども、先ほど言ったように、全部ではないにしろ、この意見がどこの意見と連なっているのかということが一部分かったほうが確かに理解しやすいものはあるよなというのは分かります。ただ、それがすべからくそうなのかということには、ちょっと疑問を感じるということがあるのと、それも逆の意味では同じなんですけど、結局はでも、理解の仕方は読んだ人の理解の仕方なので、必ずしも客観性を持って読んだ流れが、その方の書いた意図なのかということの客観性にはならないなというふうに思っているんで、そういう意味でいうと、もしかしたら、原本を見るということで補うよりは、何かしら、もうちょっと僕も分析しないといけないと思いましたけども、その連なりの意見として見たほうがいいよねという項目を違う形で示すことは、もしかしたらできるかもしれないというのは個人的に今聞いていて思いました。

ただ、今日の時点で、それがどういうものなのか、どこまでの範囲なのかとか、どういうやり方で示すのがいいのかみたいなことはまだイメージがなくて、ちょっと直感的にそう感じたなということで、その表示の仕方とか示し方に工夫する余地がもしあるんだとしたら、それは本チャンのアンケートに向けた議論の中でも、ちょっと意識をしておきたいなというふうに思っています。

話を戻しますと、今回のアンケートの原本を見るということにはあまり僕自身は意味合いを見いだせていませんので、それは多分、だから見るなという意味じゃなく、多分ほかの方も恐らくそういう意見が多いんじゃないかなというやり取りに今なっているなと感じました。なので、会派の中でも恐らくそういうご意見があったんだと思うので、別に今回見たらあかんよという話では全くないので、もう少し会派の中で、なぜ見たいのかということの言語化みたいなことは、できたら引き続きやっていただけたらいいんじゃないかなということと、この後、今日このルールで決めていいのかどうかもう一回確認しますが、今日の時点で、もしお持ち帰りいただくなれば、その辺も含めて会派として意見集約をいただけたらありがたいなと思いました。

ということで、ほか、ぜひご意見があれば。

●田中委員 見たい場合は、3開庁日前までに事務局に申し出るというふうになっていますので、例えば、個人個人でも会派会派でもどちらでもいいんですが、重なった場合は、申し出た時間が30分だけしか違わないとかいうことであれば、午前と午後と全然時間が違ったらまた別なんでしょうけど、同じような時間帯で申し出られた場合は、それは事務局の方が調整して、一緒の時間に見てもらえないかというようなことを議員のほうにお願いするのは、私はありだと思っているので、その辺りも、そこまでルール化する必要はないと思いますが、そういうこともあり得ると私たちは思っていたほうがいいんじゃないかなというふうに思っていますし、会派が違って、たまたま同じ時間帯に出てきたのであれば、もう同じ部屋で一緒に見ていただくということもありだと思しますので、その辺りは、申出をしたけど、その時間にならなかったっていうことは、調整の上でならなかったということはあったとしても、希望どおりにならなかったからどうだということではないかなと思うので、その辺を事務局の方にも調整できるっていうようなことがあってもいいんじゃないかなと私は思っています。

●中嶋委員長 ありがとうございます。今の話は一

応、それはそうだなと。おっしゃっていただいたように、事務局に実際申し出ていただいた後の調整も含めると、何か幾つかのパターンがあるんだろうなというふうに思うので、それを一々ルールとして完全に位置づけると手間なので、一応かぶせての理解として、1番の委員長が許可するという裁量の中に、そういう効率的にやるための提案に対して、委員長がそれでいいよと言えば、そういうやり方もある程度は柔軟にできるというふうな理解のルールでどうかというふうには思っています。ありがとうございます。

どうぞ。

●山根委員 見たいという理由が、その方の人となりみたいなのが文字面から読み取れるというふうには、前回もおっしゃっていましたが、ということでは、L o G o フォームの回答ではなく、郵送の返信と回答 B O X のこの153件をご覧になりたいということですね。L o G o フォームのデータで送られてきているのは、ここに出力しても同じ字面ですので、この153件を見たいっていうことでいいんですかね。

●中嶋委員長 両方見たいということですね。

●浦川委員 そうです。

●山根委員 L o G o フォームも見たいっていう…

(「20代の方がこういうことを書いているっていうのを」と呼ぶ者あり)

●中嶋委員長 L o G o フォームの分は、そういう個人としてのラインで見たときにどうかということを見たいと。手書きの分については、その手書きの分を見たいというご意見だと理解しています。

●山根委員 それで、すごいくだらないっていうか、子どもみたいになって言ったら子どもに失礼な話なんですけれども、それであれば膨大な数になりますので、時間がかかりますので、例えば5時から見たいと言ったら何時までかかるんだっていうことになりますので、これをルール化するのは、もうとても何か稚拙というか、常識の範囲内ということなので、そこは提案というか、お願いなんですけども、委員

長のほうで、午後3時以降はちょっととか、午後4時までにするとかっていうのは、幹事長会議でみんなに周知させるのか、委員長がお決めになるのか分からないですけども、そこら辺はお願いしたいなというふうに思います。

●中嶋委員長 ありがとうございます。おっしゃっていただいたとおりで、ごめんなさい、書いていないんですけども、一応基本的な考え方は、職員の業務時間内に限るというふうに思っています。なので、おっしゃっていただいたように、例えば4時半から見出しましたと。あれ、5時で合っていたっけ。5時15分までか。職員の業務時間の終業時間の30分前から見始めたら、申し訳ないんですが、もう5時15分には終わっていただきます。なので、もっと時間が欲しいということであれば、それは、だからって2時間、3時間見るということを許容しているわけではありませんけども、終わる時間と始まる時間は就業の時間内だということは、ごめんなさい、あえて書いていないんですが、常識の範囲かなというふうに思っています。

というわけで、いろいろご意見をいただきましたが、どうしましょうか。今日、一度持ち帰りにさせていただきますか。決めますか。

(発言する者あり)

(「閲覧する人いないんで」と呼ぶ者あり)

●中嶋委員長 いや、それはそれとして、ルールの議論としてどうしましょう。

はい。

●山根委員 持ち帰ったら、このルールが変わるかもしれないというレベルの持ち帰り方ということですか。

●中嶋委員長 ごめんなさい、持ち帰っていただく理由は、特にこの中身のどこにということではなく、基本、皆さん、政策会派代表としてこの委員会に出席をいただいていますので、皆さんの発言は基本的には政策会派を代表してのご意見だというふうに認識しています。ただ、ちょっと僕が資料を作るのに手間取ったりすると、今回のように資料をお渡しするのが直前になったりすることもありますので、そ

ういう場合は会派に諮るお時間がきつとないだろうという私の不手際の結果ではあるんですけども、特に迅速に決めないといけないこと以外については、持ち帰りたいという会派があれば、できるだけその意向には添いたいなというふうに委員長としては思っていますという程度、程度と言うと怒られますが、そういう考え方で今お諮りしています。

なので、基本、ルールなので、できれば全会派がいいよという状態で決めたいなと思っていますので、今日の時点は、もし1会派でも持ち帰りたいという会派があれば、もうそこは、申し訳ないんですが、持ち帰りにさせていただきたいなというふうに今の時点では思っています。

どうぞ。

●浦川委員 すみません、1点確認で、今日、じゃあ、このルールでいきましょうねってなった場合は、最速でいつから閲覧ができて、どういう感じですかねという、期間の目安を教えてもらえたら。

●中嶋委員長 何か想定で答えられることありますか、事務局は。

●議会議務局 ちょっと準備等もありますので、今日ここで決まったら、委員長に今すぐに言って、じゃあ、3開庁日後、だから来週の水曜とか木曜というわけには実態のところちょっといきませんで、実際にデータ加工とかの作業等もありますので……。

●中嶋委員長 ちょっと暫時休憩します。

午前10時54分 休憩

午前10時58分 再開

●中嶋委員長 再開します。

今、閲覧開始時期の説明をいただきましたので、改めてちょっと回答として補足をしておきますと、仮に今日決めていただいた場合、紙で郵送とBOXへの投函をしていただいた分については、恐らく早いタイミングで見いただくことが可能だと思います。ただし、CSVとして今保存しているLOGOフォームの分については、先ほどありましたように、ちょっと編集が必要だということで、一定期間整理を要するんじゃないかなというのが今の状況です。というのが、今日決めるか、次決めるかの違いかな

と今の説明を聞いていると思いました。

という前提は踏まえていただいて、お持ち帰りかどうか。

(「もう1点確認」と呼ぶ者あり)

はい。

●浦川委員 すみません、今の委員長のお話だと、秘匿も終わっているの、例えばBOXのとか郵送で手書きで書かれたやつは、別に来週見たいとか、そんなんじゃないですけど、今日オーケーって出た場合は、ルールがこれでいいんじゃないかってなった場合はLOGOよりも先行で見て、段階的にLOGOもできたよっていうふうになっていくのか、今日ルールがオーケーでないの持ち帰りますよってなった場合は、次の委員会のタイミングか、LOGOの処理ができたタイミングによるのかっていうのがちょっと、今で合っていますかっていう確認なんです。

●中嶋委員長 当然ですが、ルールを決めないのあれば、その期間は見えていただくことはできないというのが前提です。じゃないと、ルールを決める意味ってそもそも何っていう話になるので。ちょっと申し訳ないんですが、次回のタイミングは9月定例会が終わってからになりますので、少なくとも今日決めなければ、ルールが確定するのはそのタイミングということになりますので、その間は、紙のものであれCSVのものであれ、見る準備としては整わないということになるかと思います。

●浦川委員 すみません、多分今のが答えなんですけど、だから今日ルールが確定していた場合は、特に来週とか、そういう意味ではないですけど、秘匿が終わっているBOXの分と手書きの分は先に閲覧することができますっていう認識でよろしいですかという確認でした。

LOGOフォームはまだけど。

●中嶋委員長 紙のやつは見えるんやね。秘匿処理が終わっていたらという話やと思うけど。

●議会事務局 ここで今日ルールが確定しましたら、そうですね、153件ですね、返信用封筒と回答BOXの投函分についてはご準備させていただくように

整っていますので、いけます。

●中嶋委員長 ただ、ちょっと後で言うのは恐縮なんですけど、先ほどの負担の話と同じなんですけど、今から9月定例会が始まりまして、ただでさえ事務局業務はぱんぱんですので、その中で、もし可能になったタイミングで見るということになれば、当然時間的な配慮はいただかないといけないということは前提だというふうに思っていたいておいたほうがいいと思いますので、その点を踏まえていただけたら助かります。

村川委員、どうぞ。

●村川委員 今の議論というか、たくさんの意見聞いて、すごいいろいろと、アンケートの原本を見たいという人が1人でもいたら見れたらいいということで進んできたので、そうだなと思っていたんですけど、別にこのことをどうこうではないんですけど、これを今のこの膨大なのを見て、ちょっとびっくりしたんですけど、これを見るっていうことにしなければ、その作業はしなくてもいいっていうことになるんですか。

●中嶋委員長 もちろんそうです。

●村川委員 それやったら、でも、見たいという方がいるのであればあれやなと思いますけど、153件のその分を見た上で、こっちもやっぱり見たいってことになるんだったらって判断とか、ちょっと柔軟な対応のほうがいいのかなと私は思いました。一応意見を。

●中嶋委員長 ごめんなさい、事務局に、先ほども言いましたように、負担だという理解をお願いをするということが前提なので、先ほども言いましたが、中途半端な指示は僕としては言いづらい。これはこういうルールで運用しますので、このとおり事務局として対応してくださいということをお願いすることになりますので、何かCSVはどうなるか分かりませんが、取りあえず紙の分だけ先にお願いしますみたいな、CSVの分は後で決めますんでみたいな感じだと、事務局としては非常に不安が残るんじゃないかなとは思っています。うなずいているので、多分そうだと思います。

●議会事務局 すみません、そうですね、今日提案させてもらっていますこのルールについてもそうですが、そもそもアンケートは紙と、それからL o G oフォームとの2通りでやっておりますので、閲覧の対象となってくると、アンケート全となると、やはり紙と、それから加工したC S Vというのが対象なのかなとは考えます。その上で、紙だけ見たいとかいうんだったら、それなりの用意はさせてはいただくんですけども、じゃあ、C S Vは大変だから、こっちはっていうことにはならないのではないかと思いますし、ちょっとそれが23人の議員23通りになると、正直事務局が困るのも事実ですし、紙だから、C S Vだから作業が負担がという話も、全く同じだと思って考えていただいたらと思います。よろしくお願いします。

●中嶋委員長 先ほどの趣旨を聞く限りでは、紙であろうとC S Vであろうと見たいという趣旨は同じなのかなという気はしましたので、紙だけでいいという判断にはきっとならないんじゃないかなと思います。

ということで、いろいろ意見を出していただきましてちょっと時間が長引いてきましたので、そろそろもう持ち帰りなのかどうかを決めたいなと思いますが、皆さん、どうでしょうか。持ち帰りのほうがいいという会派があれば、もう意見を言っていたらと思います。

●村川委員 ここまですごく議論して、このルールについてもきちっと明文化していただいていると思っています。先ほどのルールの違いみたいな議論もできてよかったなと思っていたんですけど、私たちはやっぱり、やっていただいて、すごくお任せしていて申し訳ないなという気持ちになったんですけど、主催者であって、このアンケートを取る側であるので、こういった意見が出れば、こういった対応もして進んでいるんだなって思っているんですが、このルールについても、取りあえずは、また2か月後ってなるのであれば、もうこのまま決めていただいているので、これで不具合があったら、またアップデートっていうことも提案できるのかなと思うので、

これで持ち帰りは特にしなくても、このまんまでどうかなと私は思います。

●中嶋委員長 ほか。皆さん、それでよろしいですか。いいですか。

●浦川委員 たくさん議論ができたのと、不明瞭だったところもお聞きできたので、今回はこのままというか、先ほど村川委員も言っていましたけど、運用してみて、不備が出てきたら、皆さんとまた情報共有したらいいかなというふうに思いますので、今日のところはこれをお願いしたいなと思います。

●中嶋委員長 ごめんなさい、しつこいんですが、今日のところはこれでみたいな話を決めようとしているわけではないので……。

●浦川委員 いや、もうこれでいいと思うんですけど、例えば、運用がうまくいかなかった場合があれば、また検討する余地もあるかなというふうに思ったので、今日はこれでいいのではないのでしょうか。以上です。

●中嶋委員長 分かりました。

それでは、持ち帰りたいというご意見がありませんでしたので、この別紙2にありますとおりのアンケート原本の閲覧・保存ルールにつきましては、これをまずルールとして決定させていただきたいと思っています。

加えて、先ほど、今後不具合が出た場合につきましては、当然、改めてこの委員会の中でお諮りをし、見直しの必要があれば見直したいというふうに思いますが、途中で触れました細かい点、見るための調整であったりとか、効率的にやるための微調整であったりということについては、閲覧ルールの（1）番の委員長の許可というところにある程度裁量をお許しをいただくということも含めて、このルールでいかせていただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●中嶋委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定をさせていただきます。大変活発にご議論いただきまして、ありがとうございます。

別紙2-2として、原本を見る際の閲覧簿を資料

としてつけておりますので、そちらのほうは、また参考にご覧ください。

協議事項3 評価スキームについて

●中嶋委員長 それでは、続きまして、案件3に行かせていただきます。

案件3、評価スキームについてでございます。

別紙3-1と3-2がございますので、まず3-1をご覧ください。3-1は、前回見ていただきましたアンケートの集計結果を少し概略版として編集させていただいたものになりますので、ちょっと事務局から何か説明をしていただけたら。お願いします。

●議会事務局 別紙3-1のほうです。書いてありますとおり、先ほどちょっと提示させていただいたアンケートから見た関心の高い項目について、それぞれ書かせてもらっています。アンケートの順番に書いているんですけれども、外来で関心が高い項目、やはりもう断トツで人のことが主立ったところで、医師に関すること、看護師に関すること、その他スタッフに関することというところでは事務職員や薬剤師など、医師や看護師以外のスタッフのことを指しております。

いずれも小項目で、じゃあ、具体的にどんなところということですが、やはり説明の分かりやすさであるとか質問や相談のしやすさ、お医者さんに関しましては、(1)につきましては診療行為全般のことにもなってきますし、看護師さんやスタッフさんということになってきますと、言葉遣いや態度であるとか説明の分かりやすさであるとか、看護師さんも、採血などの医療行為なんかがやっぱり関心の高い項目として占めておりました。

(2)番、入院についても、やはり医師、看護師、病室や入院中の過ごし方なんかもちょっと気にされている方がたくさんいらっしゃるんですけど、上位3位がいずれも、(1)とほとんど変わらないところもあります。3位につきましては、環境ですね、ベッドや寝具の快適さであるとか入院中の食事、それから部屋の静けさ、明るさなどが上げられておりま

す。

(3)番は、サービスですね。外来等も含まれてくるんですけれども、待ち時間であるとか予約方法や受付の手順、また、スタッフに関することというところで、ここでも受付スタッフの窓口対応のことなんかが出てきております。

(4)番につきましては、設備・環境についての関心の高い項目というところで、院内の移動、安全性や利便性、それからトイレの清潔感であるとか、立地やアクセスのしやすさなんかが上がってきておりまして、前回のこのアンケートで主立った項目をちょっと列挙させていただいたんですけど、これがまた、今度はアンケートするためのアンケートということで先ほど来から説明があったと思うんですけれども、次回のアンケートでは、この辺にある程度焦点を当ててアンケートの項目として上げていただけたらなということで、作成させてもらった資料となります。以上です。

●中嶋委員長 ありがとうございます。

今、補足をいただきまして、今日の時点としては、特にこの件について何か深掘りする予定はございませんので、前回お渡しした集計結果のちょっと補足的な資料として、またご覧いただけたらなということで、もともとのアンケートの趣旨が、市民の方であったり、病院を利用される方が、どの点で病院の評価を決められているのかということを把握するために項目を選んでいただいた結果が、これということで、圧倒的に偏りがある部分もあれば、それぞれのところもございますので、また次回以降、本チャンで行うアンケートをどういう作りをしていくのかということについては、改めて議論をさせていただきたいと思っておりますので、今日は資料の提供ということにさせていただきます。

続きまして、別紙3-2をご覧ください。これが本日の本題でございます。

改選前にお示しした資料が、ちょっとむちゃくちゃばくつとした資料でしたので、一応あれをベースにはしているんですが、今回は、それをより具体的にイメージしたものということで、評価スキームの

イメージ案ということで、今日はお諮りしたいなと思っております。ただ、これについては、お持ち帰りをいただきたいと思いますので、今日は質問とかご意見をこの場でどんどん出していただいた上で、会派のほうでもご議論をいただけたらありがたいなという前提で、今日提案をさせていただきたいと思っております。

ということで、ちょっと別紙3-2のほうをまずご説明させていただきますが、資料の意図としては、市立病院の運営を指定管理者が担うようになるということにおいて、どういうチェックや評価機能が箕面市全体としてあるのかということをまずご理解いただきたいと思いますという意味で、書き始めています。

上が、市がつくる第三者委員会及び市議会としては、予算審議として市立病院の指定管理者の運営について議論することがございますので、まずはその連動を上にかかせていただいております。市の第三者委員会のほうは、一応今聞いているサイクルでは、1月の段階の開催と7月の段階の開催の2開催を予定されているようでして、それぞれ1月は、事業実施状況の確認と事業計画の案の確認、それから7月の開催のほうで、評価の実施と第三者委員会のほうの答申を出すという評価サイクルを予定されています。

それに対しまして市議会のほうが、本来で言うと、どう連動しているかといいますと、1月に対しては、2月議会で当初予算の審議があります。その中で、指定管理者への支出として当初予算に計上されるものが、1つは指定管理料、これは政策的医療の実施状況に応じて支払うお金になります。もう一つが、現給保障の補助金、これは保障期間の間は補助金として支出をするものになります。その他は、それ以外のもので病院に関する予算がある場合もあるし、ない場合もあるという意味合いで書いております。

続きまして、7月の評価と答申を受けてという流れになるのが決算審査になります。前年度の指定管理者への支出に対しての決算審査を行います。その流れの中で、資料というふうにかかせていただいておりますが、1月開催のもの、7月開催のものは、

それぞれ予算審議、決算審議に合わせて、当然その中で使った資料については議会にも共有をいただくということが前提になろうかと考えています。

ということで、本来議会として指定管理者をチェックするという意味合いは、この上段が全てだし、本来的な形ですということをまず頭の中に入れていただきたいと思います。

その上で、今回、評価委員会としての評価スキームをやるということなので、この役割がかぶらないということを念頭に置いておかないといけないなというイメージをしております。その点については、この間もご説明をさせていただいていますが、議会のほうのスキームは、市民の方の病院への満足度であったり評価を上げていく、改善をしていくということを念頭に置いたスキームをつくりたいというのが出発点の議論になっております。

具体的に、今回、下段のほうに少し実際のイメージをかかせていただいております。1年間のサイクルとして書かせていただいておりますが、スタートラインは4月時点だと思っていただけたらいいんですが、4月段階で、まず調査・分析のフェーズを入れたいと。ここでは、これから議論していただく満足度アンケートを実施するフェーズになります。対象は、また決めていただけたらいいんですが、案としては、箕面市民の方は病院を利用するしないを問わない、病院の利用者については市外の方も含むという形で、市民の方か、ユーザーの方を含んだらどうかという案にはなっていますが、誰を対象にするかは、また決めていただけたらいいかなと思っています。

このアンケートの集計結果であったり、経年変化を分析し、何が課題になっているのか、サイクルとして回り出すと、前年として課題になったことが今年度は改善しているのかどうかみたいなことを経年変化としてチェックをいただく、評価をいただくということになろうかと思っています。

ごめんなさい、ちょっと説明の順番を間違えましたが、先に、一番左の一番下のところを見ていただきますと、3つ四角囲みがございます。実線の赤、

実線の青、点線の赤ということで、この種類分けが後の流れの中でもされているというふうにご理解をいただきたいんですが、ここの違いは、実線のものについては、一応毎年やるということを前提にしているものと理解してください。点線のものは、やるかやらないかはそのときに判断するものというふうに理解をしてください。

話を戻しますが、調査・分析フェーズにおいては、アンケート調査に関する意見聴取を必要なら実施するという案にしています。この対象は、アンケートを書いていた方に対して、記述の中で何か緊急的な対応が必要な場合、もしくは内容的に深掘りが必要な記述がある場合については、ご連絡先をいただける方につきましては後追いで調査をするということを念頭にしたもの。方法については、対面で話を聞くという方法もあれば、書面で追加で出させていただくというふうな方法もございますし、適切な方法によって実施をするということを想定しています。

この点線部分は、基本的に実施の可否を判断することになります。その条件設定の仕方として、まず、このアンケートに関する意見聴取が必要かどうかは、必要だという方がまず提案をしていたということ。かつ、その提案に対して委員間で討議していただきまして、過半数以上の方が賛同された場合、実施するということが基本ルールとしてはどうかと思っています。

先ほどお話ししたように、当然できるだけ議会の中で全会一致を望んでいくということは望むべき姿ではあるんですが、例えば公共交通特別委員会との違いをいいますと、公共交通は提言という形のものを取りまとめることを目標にしています。その中で言うと、別に意見の違いがあったとしても、それはどちらが主になるかという話であって、何かの意見を入れないということではない運営の仕方をしていきますが、ここにおいては、やるかやらないかを決めるいけないので、申し訳ないんですが、決めるということ。これを前提にすると、一定どっちにするかということを決めていただかないといけないというこ

とを前提に考えていますというのが赤線の意味だにご理解ください。

次のフェーズに行きますと、評価の取りまとめを行います。取りまとめの1については、アンケート結果の評価であったり、課題というものを単純にまとめていくということになります。

評価の2、これが前回2階建てのようなイメージですというふうに少し先出しをさせていただいた部分になりますが、アンケートの中、もしくはそれ以外からもそうですが、個別的な課題を抽出し、その改善策を検討するというものが評価の取りまとめの2としてイメージしているものです。

ここは青色にしていますが、先ほどとほぼニアリなんです。意味合いとしては2つ書いてあります。書いてある内容は一緒なんです。委員提案型でいくということと、委員間討議によって、これもやるかやらないかを決めないといけないので、課題の取扱いを決定いただくと。ここでの取扱いというのは、つまり取りまとめに含めるかどうかということがゴールになります。そこをご判断をいただくということを念頭に置いています。

これは、なぜこういう形にさせていただいたかというと、ふだん僕が委員長をさせていただいた場合など、この資料とかも僕が作って皆さんにお諮りをしたり、説明をしたりということ。中には、何か理事者が手伝ってくれてんのやろとか、事務局がやってんねんやろみたいなことを思っておられる方がいるかもしれないんですが、こんなもん理事者が手伝ってくれるはずもないというか、理事者はこんなんやってほしくないわけですから手を貸してくれるはずもない。事務局にしても、こんなものを考えるのは事務局の仕事ではありませんので、そういう意味では、それなりに委員長になった方には、そういう責任と作業がどうしても伴うことになります。

なので、ちょっとそこの線引きをしたいというのが趣旨でして、今後どなたが委員長になったとしても、委員長の主役割は、アンケートを実施し、アンケート結果を取りまとめ、それを評価として皆

さんにご意見をいただいて、それをまとめていくということが基本的には委員長の役割であり、責任だというふうに思っています。

この取りまとめの2は、まさに皆さんがそれぞれ思うことをご提案いただいご議論いただくということになりますので、それまで委員長に全て委ねて、委員長がそれを差配するというのは恐らく不可能だと思っていますので、その責任と作業を提案者の方に、申し訳ないんですが、分担していただくということをごスキームとして落とし込みたいという意図でございます。じゃないとできないので、きっと。ということをご理解いただけたらありがたいというふうに思っています。

なので、ここは実施自体は毎回する前提ですが、まずは提案をしていただく。その提案に対して、資料を出していただいたり、説明をしていただき、ほかの委員からも、じゃあ、それはやっぱり課題だねということで賛同いただいたものについて議題として取り上げるということをやっていくと。かつ、その中に点線を入れているのは、個別課題として取扱いを決定したものについて、さらに意見聴取をするかどうかの実施の判断をしていただくと。これはマストではありませんので、その時々に応じてご決定をいただくというふうな形になっています。

実施の可否の判断は、アンケートのときと同じなんですが、ちょっとあらかじめもう想定されるので、注意例として書かせていただいております。何を書いているかという、例えば人材確保に関するものを個別課題として抽出しようということを決めたとして、それに対して、じゃあ、意見聴取をしようということをご想定したときに、そぐわないものがあるということをごあらかじめ書かせていただいております。それは、直接的な雇用条件に関するやり取りをこの場ですということがまず1つです。これは当たり前前の話ですが、市が雇っているわけでもない、ましてや議会が雇っているわけでもない人の労働条件についてこの場で議論をするということには何の権限も効果もありませんので、議会が取り扱う範疇ではないということです。

あわせて、じゃあ、完全な一個人にこの場に来ていただいたり、もしくは手間をかけるという想定で言うと、職員の方にアンケートを別にするみたいなことも、きっと想定はあろうかと思います。これは、またご議論いただいたらいいと思うんですが、基本的には人の会社で働いている人に勝手にアンケートをするというのはできません。そんな権限は議会にはありません。ですので、その中で言うと、例えば、できる範囲を示しておきますと、僕の中では、今、職員組合自体は立ち上がっているというふうに聞いていますので、例えば職員組合から何か意見書のようなもの、自分たちの今働いている環境の中で課題だと思っていることや、その課題に対して望んでいるようなことを、文書で意見として提出をいただくというふうなことは、やるかやらないかは別として、可能かもしれませんし、一定その働いている方の総意としても取り扱えるものかなというふうには思います。ただ、それは実際にやるべきかどうか、適切かどうかというのは、またご議論いただいたらいいというふうに思っていますが、もうできないだろうということは一応例示として書かせていただいているというふうにご理解ください。それが2フェーズ目になります。

最後の3フェーズ目で、結果の公表をさせていただく。これは市及び指定管理者に送付をするということと、可能な限り公表できるもので公表すること、一応ホームページでというふうに書いています。

その後、3者協議の場ということで、その評価結果を基に評価委員会と市と協和会さんのほうで課題の共有であったりとか、課題に対して我々が要望したいことの意見交換を行うということをご想定しています。

ただし、米印で書いていますが、原則的に言うと、協和会には、この協議の場に出席をしないといけない義務はありません。なので、あくまで協力を依頼するというのがスタンスの前提になります。これはどの委託事業者に対しても同じことで、個々の委託事業者に対して議会が直接的に何かを質問する権限

も、それを縛る権限もございませんので、それと同様の考え方です。ですので、協議の場を持つ場合はその点を重々ご理解、ご配慮いただかないといけないという前提だけ少し書かせていただいておりますが、前向きな意見交換ができる場をつくっていただければいいというイメージでございます。

最後に、この流れに伴ってということで、またこの場で決めることではないんですが、ちょっと話の続きとしてご説明だけしておきますと、評価委員会は通常1年の任期になっておりまして、ほかの役選と同じく、通常は9月に改選をするというのが今の流れになっております。ただ、11月に協議の場を設定したいというスケジュールになっていますので、9月に委員が替わると、そこまで議論してきたのに、何か協議の場は違う人が出るみたいな話になりますので、できれば改選の時期をずらしたいのと、サイクル上はイメージをしています。これは事務的には可能なので、調整が必要というふうに今のところは認識をしていますが、そういうサイクルで次の年に向かっていくということを評価スキームとして考えていますというのが資料の説明になります。

ということで、ちょっと説明が長くなってしましまして恐縮ですが、前回のばくつとしたイメージをベースに、具体的に、じゃあ、評価委員会としてどういう評価、どういう中身でやっていくのかということをもとめたものになります。一番下に、また小さく書いているんですが、意見聴取とか個別課題に対しての委員提案のルールについては、別途また定めたいというふうに思っております。

長くなりまして申し訳ございません。資料の説明のほうは以上となります。

冒頭申し上げましたが、今日は、どちらにしても各会派に一度お持ち帰りをいただきたいというふうに思っておりますので、その前提で、ご質問であったり、ご意見であったりをぜひ残り時間の中で出していただけたらと思っておりますので、よろしくお願いします。

じゃあ、どなたからでも結構ですので、ご自由にご発言ください。

どうぞ。

●藤田委員 緻密なものを作っていただきまして、作っている作業中も、僕は横でちらっと見て、ほんまに作ってはるわと思って見ていたんで、本当にありがとうございます。

そこで1点質問なんですが、例えばアンケートに関する意見聴取の深掘りをする場合であったりだとか、もしくは評価の取りまとめ等々について、これは議会の中だけでやってしまうと、要は一方的な情報のみの中で結論を出さないといけなと。提言を出すかどうかというのも含めて、結論を出さないといけなということになってくるんで、ここに理事者っていうのは、参加して、質問の機会が設けられるのかどうかというのを教えていただけますでしょうか。

●中嶋委員長 ちょっと今の時点で、そこまでのフレームをきちっとイメージし切れているわけではないんですけども、おっしゃるような可能性も当然あるかというふうに思いますので、それはその都度になるかもしれないんですが、意見聴取をやるかどうか、それはどういう対象にやるのか、どういう出席者でやるのか、理事者の取扱いはどうするのかみたいなことは、相手方との兼ね合いで決められたらいいのかなぐらいの、すみません、イメージしかまだないです。

●藤田委員 承知しました。

●中嶋委員長 どうぞ。

●山根委員 この表の考え方というか、今後なんですけれども、下の部分の赤の点線枠、実施可否を判断するものとありますけれども、この実施可否を判断するために、このための委員会が1回増えるというイメージでしょうか。

●中嶋委員長 そうですね。それぞれ大体の期間を定めていますので、この期間の中で1回ないし複数回評価委員会を開催していく流れになると思いますので、そのいずれかのタイミングか、初めのスタートのタイミングで実施を望む委員からそういう提案が出てくるというイメージにしていますが、それを具体的に、じゃあ、いつまでに提案としては出さな

いといけないのかとか、そういうものも含めてルールはある程度整備をしたいなと思っていますので、ちょっとごめんなさい、今日の時点で細かくこうですみたくないところまではご説明できないんですが。

●山根委員 ありがとうございます。よろしいですか。

このためだけに委員会を開催するという事ではないということ。

●中嶋委員長 そうですね。流れの中でできたらいいなと。

●山根委員 それと、もう1点だけ、この委員改選が12月となっているのは、今後ずっとこのサイクルでいくということなのか。

●中嶋委員長 できれば、これがいいと。これが実際やってみて、ちょっとやっぱり不具合があって、また見直そうみたいな話になったら、改選のタイミングをまた考えないといけないかもしれません。ルール上の説明をしておきますと、委員の任期は一応今年1年という定めになっていまして、9月から始まっているので、今年の9月までが任期になっていますが、任期は、何か今のルール上は、委員長が変えられるっていうルールになっているみたいなんです。違うかったっけ。どういうルールやったか、教えてください。

●議会事務局 市立病院評価委員会の設置規程のところなんですけれども、一応1年任期とはなっているんですが、委員長が認める場合は変更できるというか、延長できるというか、そういうふうになっております。

●中嶋委員長 というルールみたいなので、変えること自体はどのタイミングになっても可能だと。早めに改選するのか、ちょっとタイミング的に延ばしてやるのかはその時々だと思いますが、そんな感じです。

ほかどうでしょうか。

どうぞ。

●浦川委員 失礼します。資料のご説明もありがとうございました。

前回の資料は、土台だからばくっとしているから

違うっていう話だったんですけど、このスケジュール感のフェーズって前は書いていたのが、きゅってなくなってしまったのは、期間が、前段階のアンケートの集計の分析がちょっと延びているから、期間が短縮になったのがあってスマートになっているという認識でよろしいですか。例えば、前は調査フェーズと分析フェーズが期間的に分かれているふうに書かれていたんですけど、今回は調査・分析と議論・集約にぎゅっとなっているんですけど、そういうイメージでよろしいですかというのが1点目の確認です。

●中嶋委員長 前回のやつは、多分、ごめんなさい、完全に覚えていないんですが、期間につきましては、現実的な議会のスケジュールとかをイメージし直した結果、これがぎりぎりだろうというイメージで落とし込みをしています。かつ、実際にアンケートをやりましたということも期間のイメージの考慮には入っています。今回のアンケートは、1か月間の応募期間があって、その集計作業があってということを一応念頭には置いています。

●浦川委員 ありがとうございます。というところで、この調査・分析のときにアンケートをしていって集計もするということなんですけど、ここでちょっと確認したいなと思ったのが、前回は案だったから、もしかしたら変わっているかもしれないので、そこも確認に含めたいんですけど、前回の「課題・改善、目標設定」の下に、米印で「2サイクル以上の実施後」っていうふうに書いてあったんです。今回は2サイクル以上の実施っていうのがないので、1年で1回のアンケートでっていう認識で合っているんですかねっていう。

●中嶋委員長 前回は今回も1年に1回のアンケートという想定です。

●浦川委員 すみません、可能であれば、前回の別紙1-3って出すことはできますでしょうか。申し訳ございません。

●中嶋委員長 多分2サイクルというふうに書いていた意図を、僕の記憶でいいますと、これが1年間のスキームとして、これを2年目以降も続けていく

と、2サイクル目以降は、前年度に課題としたことが、次の年度でどう反映されたのかということが評価できるようになるんじゃないかという意味で多分書いていると思います。

●浦川委員 お答えありがとうございます。じゃあ、2サイクルっていうのは、2年目以降もという意味で、その期間に2回するよという意味ではなかったということが分かりましたので、ありがとうございます。

●田中委員 ちょっと出るまで待つといてほしい。

●浦川委員 はい。すみません。

●田中委員 質問の意図が分からないから。

●浦川委員 2サイクルって書いてあったんで。

●田中委員 うん。でも、そこはみんなが共有できてないんで、質問のところ。

●中嶋委員長 じゃあ、ちょっと映すまで。映るかな。映るのやったらちょっと休憩しようかな、1回。

じゃあ、暫時休憩します。

午前11時40分 休憩

午前11時43分 再開

●中嶋委員長 じゃあ、再開します。

じゃあ、もう一回ちょっとご質問を言っていたいただけたらありがたいです。

2サイクルっていうのはどこに書いてあるんでしたっけ。

●浦川委員 すみません、「調査フェーズ」の6行目ぐらいに、米印、2サイクルって書いてあったので、2回サイクルを回すのかなというふうに思ってしまったので、先ほどの質問が出たということです。

●中嶋委員長 この矢印の意味としては、左から右に進んでいただくと、1年のサイクルになりますと。それが矢印としてももとのところに返ってきて、要するにアンケートをやることは、毎年同じで経年を見ていくということなんですけど、先ほど言ったように、課題とかが改善したのかどうかとか、目標としたことが達成できているのかみたいなことは、1年目には設定できないし、議論できないと思うんですけど、2年目以降はそういう議論が元に戻った

ときに含まれてくるだろうという意味のサイクルを書いているので、2サイクル目以上になると、そういうことができるようになったらいいですねという意味合いだと思います。それはこの別紙3-2の図でも同じで、変わっておりません。

●浦川委員 すみません、ありがとうございます。ということで、このPDCAを回していくっていうイメージなのかなというふうに理解したんですけど、よろしいですか。

●中嶋委員長 変わっておりません。

●浦川委員 一番外枠の、これは古い資料なんで、じゃあ、古いのはもういいです。大丈夫です、新しいほうで。

新しいほうの資料の、すみません、新しいほう出していただいて……。

（「それはみんな持っているから大丈夫です」と呼ぶ者あり）

はい。新しいほうのは、一番下の左側の米印、「随時見直しも検討」というのは、この委員会の場でみんなで決めていくという。

●中嶋委員長 そうですね。このスキームに不具合があったり、もっとこうしたい方がいいんじゃないかということがあれば、随時、当然それは見直しを検討していただいたらいいんじゃないかと思います。

●浦川委員 このサイクルの一番下の「意見聴取・個別課題に対する委員提案のルールは別途定める」も、この場とかで決めていくという認識でよろしかったですか。

●中嶋委員長 そうですね、はい。この場でお諮りしたいなというふうに思いますが、イメージをいいますと、割と事務的なイメージでして、意見書とかを皆さんが出していただくときに、例えば締切日があって、それまでに事務局に出していただいて、それが幹事長会議に出てきてみたいな基本の流れがあると思うんですけど、これも基本、同じイメージでして、その理由は先ほど言ったように、ご提案いただく方には申し訳ないんですが、その提案の責任と労力を負っていただきたいというのが基本的な原則になっていますので、事務局が下手にそれを受け取

って、何か中身をチェックしているとか、そういう作業は挟まないようにしたいなというふうに思っていますので、資料の中身に対しての責任、当然今日のこの資料は僕が責任を負っているわけで、この評価委員会という公式な場にふさわしいかどうかはちょっと分かりませんが、中身を自分なりに精査したり、間違いがないか確認をしたりして、ほんまは漢字を間違っているんですけど、そういうのも含めて出させていただいているので、それと同等の責任と労力を、申し訳ないんですが、提案する方に負っていただきたいなという意味合いです。なので、そのためのルールを整備したいなと思っています。

●浦川委員 ありがとうございます。今回の集計、どれぐらいのアンケートが1か月間でいただけるか分からないんですけども、そちらの集計に関してはどうするのかっていうのと、あとは、次のアンケートには、さっきの古い事前のアンケートの間11みたいに、インタビューとか追跡調査していいですかっていうのをまた書くってことだと思うんですけど、そちらの取扱いとかをどのようにしていくのかっていうのは今後この場で議論していくから、今日持ち帰って、こうしたほうがいいんじゃないですかっていうふうに提案するのか、今のイメージはあるのかっていうところの立ち位置を教えてください。

●中嶋委員長 今日、各会派に持ち帰りいただいて、もしそのルールについて何かご提案等があるなら、ぜひ出していただけたらと思います。ただ、今日の話もそうでしたが、必要性の議論としてはかみ合っていなかったというふうに思っています。つまり必要ないと、意味合いが分からないという意見と、必要なんだという意見が両方あったかと思うんですが、議論としてはかみ合っていなかったと思っていますので、皆さんが共感できるラインとして僕が書いた、その後追い調査をする理由は、書かれている中身が何かしら緊急的な対応が必要なもの、もしくは深掘りが必要なものというちょっと抽象的な書き方になっていますが、提案する場合、そこの必要性のすり合わせができなければ、幾ら提案していただいたと

しても議論にならないということをちょっと踏まえといていただけたら助かるなと思っています。

●浦川委員 すみません、アンケートに関する意見聴取に関しては、皆さんに提案型ですり合わせして賛否が分かれるっていうのは分かっているんですけど、そうではなくて、集計は、またまた事務局にやってもらって、インタビューしてもいいよっていう方の取扱いですよ、名簿の取扱いとかに関して今質問したっていうところです。なので、そのルールを……。

●中嶋委員長 ごめんなさい。言っている意味が分かりました。今回のアンケートの次のアンケートのときの後追い調査の取扱いということですよ。

●浦川委員 そうです。

●中嶋委員長 それは、同じで、それも別に今の答弁が変わるわけではなく、もちろんご提案をいただけたらいいなという点と、ご提案をいただく上で、その必要性が何なのかということと同じく問われると思いますので、どういう場合に必要だというふうに考えておられるのかっていうことは、同じく詰めていただきたいなと思っているんですが……。合っていますか。

●浦川委員 すみません。どういう場合に必要かではなくて。一応聞くんですよ、インタビューしてもいいですよっていう人の名前を教えてねっていうふうには聞くんですよ。

●田中委員 ちょっとごめんなさい、いいですか。

多分あれですよ。委員長が言っているのは、それも含めて、今日は会派に持ち帰るわけだから、会派に持ち帰って会派の意見を聞いてきてねということですよ。それで……。

●中嶋委員長 それはそうなんです。会派持ち帰りなので。

●浦川委員 アンケート内容自体も真っ白なままで。

●田中委員 だから、自分が帰って会派で説明して、次のときに提案をしたらいいってことだと。

●中嶋委員長 もう一回じゃあ……。

●浦川委員 そういう意図で聞いたのではなくて、例えばアンケートの項目とかをここで議論するから、

そこで提案したらいいじゃないというふうな回答なのかなと今うっすら思ったんですけど、項目の中の一つとして、インタビューしてもいいよっていう人を探るか探らないか、名前を書いてもらうか書いてもらわないかも提案してねという意味ですか。

●田中委員 私はそうかなと思ってますけど。

●浦川委員 いや、何か先ほどの一番初めの話だったら、こういう形にしていくから、実験的にこうやって書いたんだよって言っていたので、あれはもうするものなのかなと思って今の質問をただけなんですけど。

●中嶋委員長 分かりました。それで言いますと、一応前提は、同意と連絡先を聞くということはやります。ただ、それが必要になるかどうかは、聞くべき内容があるかどうかと連動しますので、連絡先をいただいたからといって、何かインタビューをするという前提ではありません。かつ、聞かないといけないことだったとしても、今回で言うと、大体数%しか連絡先は書いていただけていません。これは、理解の仕方はいろいろあるんですけども、言いたいことがある人ほど連絡先を書くと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、通常、一般論としては、言いたいことがある人ほど秘匿性を求めるので、連絡先は書かないという考え方のほうが基本的には一般的だと思うんですね。

なので、そういう方もいらっしゃるし、そうじゃない方もいらっしゃるんで、結果、後追い調査をすべき内容だったとしても、後追い調査ができるかどうかは分かりませんというのが前提になるんですが、それでも一応今回と同等の項目を入れて、後追い調査にご協力いただけるかどうかという同意は取りたいなと思っています。

●浦川委員 多分、認識は合っていたので。

●中嶋委員長 合っていましたか。大丈夫ですか。

●浦川委員 ありがとうございます。取るということは分かったんですけど、今回取る予定である、名前を書いてもらえるか分からないんですけど、その取扱いは事務局なんでしょうか、評価委員会なんでしょうかという質問をさせてもらったんですけど、そ

れも提案したらということ合っているんですか。違いますよね。

例えば私が、いや、するか分からないんですけど、提案で、集計はこの評価委員会の委員でやりましょうっていうのを出すっていうのがあるのかありじゃないのか、議会事務局に任せましょうっていうのがあるのかありじゃないのかっていう、本当に地べた論の話を一番初めに聞いて、本来聞きたいところまで到達していないんですけど。すみません。

●中嶋委員長 会派として責任を持って意見をまとめてくださるのであれば、別に何を提案していただいても構いません。ただ、それはこの場で議論をして、結果どうなるかはまた別の話ですが、今日お持ち帰りいただいて、会派としてこういう意見を言うよということの中に、集計を事務局にお願いするんじゃないくて、議員でやろうよということを会派として提案しようということなれば、別に提案をしていただいたらいいとは思いますが。

ただ、僕は経験上申し上げますが、そんな簡単なことではございませんので、今のところ議員が集計をするという想定はしていませんということは付け加えておきたいと思いますが、提案自体を拒むものではございません。

●浦川委員 何度もすみません。はい、ということで。次の質問なんですけど、その自由記述とかも書くかは分からないんですけど、多分、アンケートを取るに当たっての評価項目というか、基準っていうのも並行で一緒にやっていくんだろうなとは思いますが、アンケート結果を公表する前に、例えば項目っていうのをどの時点で公表するかっていうのも、この中で探っていくよという認識でよろしいですか。

●中嶋委員長 項目を公表するというのはどういう意味でしょうか。

●浦川委員 項目というか、項目が決まってアンケートしているんですけど、例えば評価基準ですよね。だから、こういう答えが多いのが目的を達成するのにいいんじゃないだろうかっていう、目的と手法になるのか、政策になるのか、ちょっとそこは私の

中でも出来上がっていないですけど、こういう目標を持ってこういう数値をアンケートから評価するために調査している、しましたじゃなくて、しているよって公表したり、しましたっていうので出すのか、イメージがあったら教えてもらいたいですし、ないんだったらここで議論するのかなと思ったので、お聞きしました。

●中嶋委員長 一応理解したつもりでお答えすると、一般的にアンケートを取るという手法の中には、おっしゃるように、こういう仮説を証明するためにアンケートを取るという考え方があろうかというふうに思います。ただ、議会のこの評価スキームにおいては、あまりそういう仮説を証明するためのアンケートというよりは、いろんな方にご意見をいただいた結果、その意見の中に課題があるのかなのか、改善すべきことがないのかあるのかということを議員各位からご意見をいただいて議論をいただいて、評価として取りまとめるということがまず本旨かなと思っているので、特に仮説に基づいてということは想定していません。

ただし、先ほどの話に戻るんですが、2サイクル、3サイクルというふうに重ねていくと、当然、前年度の評価の中で、これは課題だよねってなったことが今年はどうなっているんですかと。例えば待ち時間が長いですっていう課題が出たときに、じゃあ、協議の場で、こういう評価になっているんで、改善してもらえませんかというふうにお伝えしたことが、次年度でも変わらず、もっと悪くなつとるということが分かれば、どうなってるんのかということがそのサイクルの中で分かってくることもあろうかと思しますので、そのときはあらかじめ、アンケート自体はそんなに変わらないかもしれないけど、やっぱりここを確認しないといけないよねみたいな話が次のサイクルの初めの段階では出てくることもあろうかと思しますので、それがさっきの古いほうの表でいう、2サイクル目以降がどうかという話がまさにそういうイメージだと思うんですけども、そういう想定が後ほど加わるということはあるのかなと思います。

●浦川委員 ありがとうございます。

●中嶋委員長 もう全部聞いていただけましたか。まだありますか。

一応12時に近づいてまいりましたので、幾らでもお答えはするんですが、ちょっとごめんなさい、僕の答えが長いのが時間を食っていて申し訳ないんですが、まだ何かご質問ございますか。

●浦川委員 すみません、アンケートなんですけど、この満足度アンケートっていうのは、委員長が出された仮という想定で、例えばこちらで、満足度アンケートじゃなくて、市立病院アンケートみたいなんで提案するならしてみたらという感じという受け取りでいいですか。満足度があるんだったら、いや、不満足もあるだろうなと思って……。

(「名称を変えるとか」と呼ぶ者あり)

そうです、そうです、そうです。名称を変えとか。対象を市民と患者さんですよ。利用者と、付添いの人が利用者に入るのがちょっと今のところ分からないですけど、そういう範囲も対象にしてみてもいいのも、これも全部提案型でしましょねという理解でよろしかったですかという確認。

●中嶋委員長 提案型というか、これをたたき台のベースにしますので、この中で、こうしたほうがいいのか、ああしたほうがいいのかというのは随時意見をいただけたらいいんじゃないかと。

●浦川委員 分かりました。

●中嶋委員長 名前も、別に提案いただけたらいいですし、適切な名前があれば変えていただけたらいいですし、対象も皆さんで決めていただけたらいいんじゃないかなと思っています。

●浦川委員 あと、もう1点だけ申し訳ないんですけど、確認したいなと思ったのが、点々々のところに該当するのか分からないんですけど、例えば多様なハラスメントとか、病院であればヒヤリ・ハットとか、今までは多分議会に報告みたいなのがあったと思うんですけど、そういった点の例えばヒヤリ・ハット件数の報告をお願いしますって依頼したいなとか、そういうのもこの提案になるんですかね。それはまた違うっていう感じなんですかね。

●中嶋委員長 ヒヤリ・ハットを報告してもらって

いたことはないかとは思いますが、今の話を素直に僕が聞いた場合のご回答としては、だから上の段のをつけているというのはそういうことでして、要するに病院運営として、市が基本的には協和会に対して責任を負っているわけですね。それに対して市は予算を支出していますので、通常の病院運営に関して、まず議会がチェックをしたり、議論をしたりという場面設定としては、上の定例会の中での予算審議という場面があります。だからといって別にヒヤリ・ハットを出してもらえるという意味ではないんですが、そのやり取りの中で、当然、今のところはその他議案とかいろいろありますので、そういうところで、病院のヒヤリ・ハットをテーマにしたというご議論があるのであれば、そういう取扱いがもしかしたらできるかもしれませんが、そういう要するに議案審議のようなものを持ち込むイメージは評価委員会にはありませんということが僕が言いたい説明になります。

●浦川委員 すみません、ヒヤリ・ハットの件数とかではないんですが、患者側からのヒヤリ・ハットというか……。

（「アンケートの中で」と呼ぶ者あり）

●中嶋委員長 それはアンケートの中で。

●浦川委員 こういう項目でこういうのをはかりたいんですみたいなところっていう意味で。

（「こういう項目も入れてほしいっていう」と呼ぶ者あり）

それは、でも、提案というか、みんなで議論していくっていう形ですよ。

ちょっと何が言いたいかってなってくると、多様なハラスメントとかを、この第三者委員会とか、病院運営の中身が分からないというか、運営のお金の面とかは予算委員会とかでやっていくと思うんですけど、患者さんが医療者と対応したときの、これはハラスメントだなとか、私はこうやって言われたなっていう患者さんの意見は今回の既存の取ったアンケートでもいろいろあったと思うんですけど、こうやって言われて傷ついたなっていう医療者側のアンケートはないというか、医療者の人が答えていたら

あったかもしれないんですけど、そういう面での何か多様な部分のハラスメント的な調査っていうのは、この提案の中に個別に入ってしまうのか、評価の大きい年度で実施する分にも加味されるのか、ちょっとそこら辺の取扱いが分からなかったの、一応聞いてみようかなと思ってご質問しました。

●中嶋委員長 どうぞ。

●藤田委員 例えば自由記述があるわけなんで、そこでたくさんハラスメントを受けましたというようなところがあれば、それは、例えば自由記述じゃなくて、項目の中でそういうのを入れる必要があるんじゃないかっていうのをここで議論をして、アンケートの中身を変えていくというのはおいおいやっていったらいいと思いますけれども、個別1つ2つそういうのがあったからといって、僕はそこを深追いするためのアンケートじゃなく、このアンケートというのは病院全体に対しての評価っていうことで、個別のことは多分恐らくいろいろとあると思うんですよ。もしかしたら、患者さんの勘違いもあるかもしれないし、もしくは本当にそういうのがあるかもしれないけれども、そういった個別のことまでここで議論をするとなってくると、正直もう議会では対応し切れない部分も出てくるんで、あくまでも総論的なところを見るためのアンケートだというふうな位置づけだと僕は認識をしております。

●中嶋委員長 ありがとうございます。

もう今日は時間があれなんで、また皆さんからのご議論いただけたらいいなと思っていますが、アンケートに関しては、確かに見直すべきは見直せばいいということと、あわせて、経年を見るので、経年で取り続けることに意味があることもありますので、その辺のバランスと、答えていただく方に過度に負担がないようにしないってということも含めて完成形をめざしていきたいなと思っています。

ただ、今の浦川委員の話の中で1点だけ、働いている側の人に対してのアンケートというのは基本的にはできないという認識です。それは、本来、働いている人がどういうハラスメントを受けているのかということ把握するのは雇っている側だからです。

雇っている側にそういうことをやったらどうですか
って話は、もしかしたら協議の場で言えるかもし
れませんが、それを議会がやるということは、基
本的には権限もないし、できないという認識でまず
考えていますので、そこはちょっと含んどいてい
ただけたらありがたいなと思います。よろしいしょ
うか。

●浦川委員 大丈夫です。

●中嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、すみません、ちょっと時間が過ぎてし
まいて、まずい運営をしてしまっていて申し訳
ございません。

3番の評価スキームにつきましては、今日は以上
とさせていただきます。

今日、一度、会派にお持ち帰りをいただきまして、
また会派としてのご意見をまとめていただけたらな
というふうに思っています。

ちょっと次ですぐさまこれを決めるかどうかとい
うところは、必ずしもそうではないかなとは思っ
ていますが、どこかの時点では、もうけつを切ってや
っていかないといけないので、少なくとも、いつ頃
には決めたいという話は次回のタイミングでお諮り
をしたいなと思いますので、それに向けて各会派で
のご意見を集約いただけたらということと、これは
どういう意味なんだとか、今日いろいろ聞いていた
だきましたけども、補足とか追加で聞きたいことが
あれば、私しか答えられませんので、これの件に関
しては、私のほうにご遠慮なく聞いていただけたら
ありがたいです。その点だけ。事務局に聞いて
も答えられないので、すみませんが、その点はよろ
しくお願いします。

それでは、以上で案件3、評価スキームについ
ては終わらせていただきますので、よろしくお願い
します。

協議事項4 その他

●中嶋委員長 それでは、協議事項、最後、その他
ですが、事務局、何かございますか。

●議会事務局 特にございません。

●中嶋委員長 ほか、委員の皆さんから何かござい
ますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●中嶋委員長 それでは、ないようでございますの
で、その他につきましては以上とさせていただきます。

以上をもちまして本日の協議事項は全て終了とな
ります。

ちょっとごめんなさい、運営がまずくて時間を超
過してしまっていて、大変申し訳ございません。

これをもちまして今日の市立病院評価委員会を終
了させていただきます。どうもありがとうございます。

午後0時9分 閉会

箕面市議会委員会条例第27条第1項の規定により、
ここに押印する。

令和7年8月22日

市立病院評価委員会

委員長 中 嶋 三四郎